

留萌川減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、「留萌川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、留萌川における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、留萌市等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき組織するものである。

なお、本協議会の対象河川は、留萌川水系における留萌開発建設部及び留萌振興局留萌建設管理部が管理する一級河川とする。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は留萌開発建設部長をあて、副会長には留萌振興局長をあてる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、副会長は会長の事務を補佐する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は留萌開発建設部次長（河川・道路）をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(実施事項)

第5条 協議会等は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成するとともに、必要に応じてこれを見直し、共有する。

- 3 毎年、協議会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、留萌開発建設部治水課及び、留萌振興局留萌建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、令和6年2月21日から施行する。

別表 1 （協 議 会）

機 関 名	委 員
留萌開発建設部	部 長（会長）
留萌振興局	局 長（副会長）
留萌市	市 長
留萌消防組合	消防長
旭川地方气象台	台 長
陸上自衛隊(留萌駐屯地)	第26普通科連隊長
北海道警察 旭川方面本部 北海道警察 旭川方面留萌警察署	警備課長 署 長

別表 2 （幹 事 会）

機 関 名	幹 事
留萌開発建設部 治水課 防災課 留萌開発事務所	次長（河川・道路）（幹事長） 治水課長 防災課長 所 長
留萌振興局 地域創生部 留萌建設管理部 用地管理室 事業室	危機対策室主幹 維持管理課長 治水課長
留萌市	総務部長 都市環境部長
留萌消防組合留萌消防署	消防課長
旭川地方气象台	防災管理官
陸上自衛隊(留萌駐屯地)	第 3 科長
北海道警察 旭川方面本部 北海道警察 旭川方面留萌警察署	警備課長補佐 警備課長

留萌川流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「留萌川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、留萌川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

なお、本協議会の対象河川は、留萌川流域における留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部および留萌市が管理する河川とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は留萌開発建設部長を、副会長には留萌振興局長を、あてる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、副会長は会長の事務を補佐する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（企業、学識経験者等）を参加させることができる。

（幹事会）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は留萌開発建設部次長（河川・道路）を、あてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（企業、学識経験者等）を参加させることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 留萌川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、留萌開発建設部治水課及び、留萌振興局留萌建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月28日から施行する。

令和2年	8月28日	規約施行
令和3年	3月24日	一部改定
令和3年	9月29日	一部改定
令和5年	4月 1日	一部改定
令和7年	2月 日	一部改定

別表1 （協 議 会）

機関名	委員
留萌開発建設部	部長（会長）
留萌振興局	局長（副会長）
留萌市	市長
留萌南部森林管理署	署長
旭川地方気象台	台長

別表2 （幹 事 会）

機関名	幹事
留萌開発建設部 治水課 防災対策官 防災課 留萌開発事務所	次長（河川・道路）（幹事長） 治水課長 防災対策官 防災課長 所長
留萌振興局 地域創生部 産業振興部 森林室 留萌建設管理部 用地管理室 事業室	危機対策室主幹 林務課長 森林整備課長 維持管理課長 治水課長
留萌市	総務部長 都市環境部長
留萌南部森林管理署	次長
旭川地方気象台	防災管理官